

邑南町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、平成31年2月26日付け
邑総第143号により、平成29年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の
通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

平成31年4月3日

邑南町監査委員 森 脇 義 博

邑南町監査委員 宮 田 博

監査結果に係る措置状況報告書

別添のとおり

監査結果に係る措置状況報告書
(平成31年3月)

邑南町監査委員

平成 28 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
① 備品台帳の整備については、備品と消耗品のみならず、固定資産台帳整備の観点からも、工事費として一括発注された建築物と付属設備等との関係についても統一的な解釈が必要と考える。	【会計課】 ① 公会計による物品（備品）の考えと、邑南町役場備品取扱規程による物品（備品）の考えは異なるものと思います。ご指摘のとおり地方自治法第 239 条第 4 項に規程される物品（備品）については、備品取扱規程中の定義の解釈並びに予算執行についてはご指摘のとおり周知し適切に管理していきます。 既に基準を見直し、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。 判断基準 (2)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成 29 年 1 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
① 工事請負契約及び、工事の施工において、工程表や現場代理届け等の必要な書類の整備不足が見られた。書類の提出を求める意味や契約・着工から竣工までの流れをきちんと理解させるよう努められたい。 ③ 契約書に記載が必要な「委託業務の内容」が「別添のとおり・・・」となっており、その別紙が契約書と一体になっておらず離れた場所に存在していたものがあったので契約書は一体に作成されたい。 ④ 業務委託契約において、専門性が高い特殊な業務については、業務の内容と経費の内訳を担当者が理解できない場合はないか。経費の多寡のみで判断するのではなく、求める性能をどう確保できるのか等の判断を加えるなどの見直しはできないか。 ⑦ 財政援助団体の事務局を、補助金を支出する部局が担当し、なおかつ担当者が同一である場合がある。事故の発生する原因となりやすいので見直しが必要と考える。 ⑩ 長年未収金として残っているものもあり、催促は電話、郵送だけでなく、債権者に接	【総務課、管財課】 ① 既に職員にはマニュアル等を周知しているほか、平成 30 年 7 月 25 日・27 日と平成 31 年 1 月 23 日に入札、契約に関する説明会を開催しました。 判断基準(1) 【総務課、管財課】 ③ 既に職員にはマニュアル等を周知しているほか、平成 30 年 7 月 23 日と平成 31 年 1 月 23 日に入札、契約に関する説明会を開催しました。 判断基準(1) 【総務課、管財課】 ④ 既に職員にはマニュアル等を周知しているほか、平成 30 年 7 月 23 日と平成 31 年 1 月 23 日に入札、契約に関する説明会を開催しました。 判断基準(1) 【全体（総務課）】 ⑦ 小さな団体は実務上、改善は難しいと考えますし、開発公社など大きな団体は改善の方向を検討していますが、現状では少しずつ進んでいる状況にあります。 判断基準(2) 【全体（総務課）】 ⑩ 債権管理条例を制定予定で、債権を集中管理し担当課と連携し未収金処理を行う

触する等して徴収が困難なものは積極的に整理を検討されたい。	ことにしています。 判断基準(2)
--------------------------------------	--

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 3】

平成 29 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
① 邑南町共同処理加工場は「亀谷自治会」と協定書が締結されているが、事業報告書は自治会の中の一組織である「グルメ工房みずほ」の名称で提出されている。 (農林振興課)	【農林振興課】 ① 平成 29 年度から、指定管理者名で事業報告書を提出していただいています。 判断基準(1)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 4】

平成 3 0 年 1 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
② 平成 2 7 年度以前の未収金が 8 割以上を占め、長年未収金として残っているものが多い。電話・郵送だけではなく、債権者に接触するなどして一層の徴収に努められたい。諸事情で徴収が困難なものは積極的に整理を検討されたい。	【全体（総務課）】 ② 債権管理条例を制定予定で、債権を集中管理し担当課と連携し未収金処理を行うことにしています。 判断基準(2)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成 30 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
① 医療機器の購入契約について（町民課） 阿須那診療所の「解析付心電計」の購入契約において、随意契約で執行されている。根拠が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」となっているが、理由が不明確である。事前に 3 社からの見積書をとって安価な社と契約されているが、指名競争入札で行うべきである。 ② 事業に付随して組織された委員会、協議会等の団体の通帳は、出来るだけ職員から放して組織の管理とし、自主性に委ねること。また、通帳の保管について、職員の机での保管は、混在、紛失の恐れや安全性の観点から行わないこととされたい。	【総務課・町民課】 ① 7 月 25 日、27 日の 2 日間で職員対象に管財課が「契約・入札実務研修」を行い、正しく統一した処理が行えるように改善策を講じております。 判断基準(1) 【総務課】 ② 8 月 13 日の課長会議において、外部組織の会計については組織への移管を検討し進めること。通帳の保管については、金庫等で保管すること（ない場合は協議すること）、2 点について指示しています。 判断基準(1)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 6】

平成 28 年 5 月 31 日付け 邑総第 43 号で、町長から請求のあった下記団体への財政援助等に係る事務の実行状況

i) 一般社団法人 おおなんケーブルテレビ

【総務課】

監査意見	措置状況
② 町有施設を活用した業務委託なので困難かもしれないが、法人の発展意欲を向上させる意味からも、番組制作費のような発注形態も検討すべきではないか。	② 今後の方針としては独立した法人としての運営形態に移行することを目標としていますが、引き続いて慎重に検討していきます。 判断基準(3)

ii) 一般財団法人 邑南町開発公社

【生涯学習課】

監査意見	措置状況
⑤ 施設運営のあり方について、入場料収入も含めた経営を考え、指定管理が適当かどうかも含めて、再検討が必要と思われる。	⑤ 教育委員会で最終的にどのような形態が本施設の性質に合うのか現在検討をしています。 判断基準(2)

監査意見	措置状況
① 指定管理料、補助金、業務委託料それぞれが事業目的に適した使い方がなされているのかについて、実績報告書と決算収支との突合が不明確である。再度の精査を求めると同時に、法人に対して部門別経理の徹底等、改善の指導を求める。	① 部門別決算収支内訳表により、実績報告書と決算収支とを突合し、部門別経理の徹底及び改善の指導を行っている。 判断基準(1)
② 平成26年度に発生した、雇用推進協議会に関する委託事業清算金、約1,400万円の財源に、町からの援助金が充当されていないことの確認ができない。精査されたい。	② 部門別決算収支内訳表の作成を徹底している。 判断基準(1)
③ 業務委託に関する精算条項（契約約款第3条第5項）は法人の発展意欲を阻害させている可能性もある。業務仕様書で収支報告の提出を求めているので、見直しも含めて検討されたい。	③ 年度協定から法人の発展意欲を阻害させていた、精算条項を削除し、部門別決算収支内訳書により、毎年度協議する内容に見直しを行った。 判断基準(1)
④ 業務委託について、業務仕様書に沿った内容か否かを確認できる報告書や成果物（個別の定住プログラム）が整理されていない業務もある。適切な管理を求めると共に、事業成果の評価に活用されたい。	④ 年度計画に数値目標を設定し、その到達度合いにより評価を行っている。 判断基準(1)
⑤ 業務委託について、契約約款第9条で再委託を禁止しているにも拘らず、書面による承諾もなされないままの再委託を看過している。是正されたい。また、再委託を認めるについての基準も定められていない。早急に整備されたい。	⑤ 仕様書により、一部の専門的な業務について「清掃、警備などの一部の業務については、専門業者に委託することができる。」を記載し、一部の再委託を認めている。特別に再委託が必要になったときの書面による承諾については徹底を図っている。 判断基準(1)

⑥ 商工観光課での発注から検査までの体制が確立されていない。指定管理協定書、業務委託契約書、業務仕様書の内容を深く理解し、それらに沿った事務の流れをよく検討されたい。また、場合によっては、実際の業務内容とかい離した契約内容となっているものもある。実情に合った契約内容となるような検討も必要と思われる。 ⑨ 現在、法人の会計・経理を1人の法人職員で行っている。取扱金額も多額であり、事故防止の面からも牽制のできる体制となるよう、指導されたい。 ⑩ 再委託を認めるについての基準も定められていない。早急に整備されたい。	⑥ 平成30年度からの新たな指定管理協定を締結するにあたって、実際の業務内容に合った契約内容となるよう、またその内容に沿った事務の流れとなるよう見直しを行った。 判断基準(1) ⑨ 2人体制にするよう指導しました。 判断基準(2) ⑩ 前記⑤に含む。
--	--

※注釈：⑩については、⑤の通知に含まれるものと解する。

(⑤は業務委託、⑩は指定管理を含めた町の財政支援全般についての意見)

V) 全般について

【総務課】

監査意見	措置状況
② 発注の担当課と、法人を指導・監督する担当課が同一であることで、事務手続き等に馴合いや瑕疵が発生しやすいのではない か。担当課以外の関与も考えるべきと思われる。	② 重要なことと認識していますので、改善 に向け進めています。 判断基準(2)

定期監査における「指摘事項」等に関する判断基準

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

※3 意見

「地方自治法第 199 条第 10 項」の組織及び運営の合理化に資するための意見として扱う

「監査意見等に対する措置状況」に対する判断基準

- (1) 効果的な改善措置が講じられたことを評価し、一層の推進を期待
- (2) 改善措置に向けて具体的に着手されており、今後の状況を見守る
- (3) 改善措置がまだ不十分で引き続き改善を進められたい